

島根県報

号外第四四号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

島根県規則第四十二号

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

島根県立総合福祉センター条例施行規則（平成七年島根県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「又は福祉人材バンク」を削る。

第三条第一項の表中「、第一土曜日及び第三土曜日以外の土曜日並びに」を「及び」に改め、「又は福祉人材バンク」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正（長寿社会課）する規則

目 次

公布された条例等のあらまし

◇島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四二号）

一 改正の概要

1 総合福祉センターの業務のうち福祉人材バンクの名称を改めることとした。

（第二条・第三条関係）

2 高齢者・障害者総合相談センターの休業日を改めることとした。（第三条関係）

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県立総合福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄 田 信 義

毎週火・金曜日発行

平成十五年三月二十八日印刷
平成十五年三月二十八日発行

発行者
島
根
県

印刷所
松江市学園南町
松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)